



平成 29 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 矢 崎 雄 一 郎
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 取締役 CFO 小 塚 祥 吾
(電話：03-5937-2111)

**内閣府における国際戦略総合特別区域計画の認定に伴う
テラファーマ株式会社の「指定法人」指定に関するお知らせ**

当社連結子会社であるテラファーマ株式会社（所在地：東京都新宿区、代表：宮澤準一、以下「テラファーマ」）は、このたび国際戦略総合特別区域（京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区）※¹（以下「本特区」）の計画変更が内閣府により認定されたことに伴い、平成 29 年 7 月 11 日付けで神奈川県より「指定法人」※²として指定されましたので、お知らせいたします。本特区は、個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標としています。

テラファーマは、治療法の確立していない進行膵臓がんを適応症とした日本で初めての細胞療法の治験に、治験製品である樹状細胞ワクチンを提供しております。こうした中、今回、この治験及び樹状細胞ワクチンの製造販売事業計画が内閣府において評価・審査され、本特区の『再生医療等製品の研究開発促進事業』として採択されました。

テラファーマは、今後、本特区を最大限活かしながら、日本初のがん治療用樹状細胞ワクチンの、平成 34 年内の承認申請を目指してまいります。

本特区の計画については、以下の URL（15 ページ）をご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sinsei/dail19/hpset/4keihin.pdf>

以 上

【※１】

総合特区の制度概要は、内閣府地方創生推進事務局のウェブサイトに掲載されています。

URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/pdf/sogotoc_gaiyo_1704.pdf

【※２】

指定法人とは、総合特別区域法第 26 条第 1 項に規定する指定法人をいいます。指定法人として指定されたことにより、テラファーマが設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除が受けられます。
